

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書等の提出先について

平成 30 年 4 月以降適用の福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の提出先については、下記のとおり定める。

なお、複数の指定権者に提出する場合は、指定権者ごとの届出様式を使用すること。

記

1. 処遇改善加算届出書及び実績報告書

例 1) 愛知県指定事業所及び政令・中核市指定事業所を運営している場合

- ・ 処遇改善加算を法人内で一括して処理する場合

⇒取りまとめた届出書を愛知県及び政令・中核市へ提出

- ・ 処遇改善加算を指定権者ごとに処理する場合

⇒指定権者ごとに取りまとめた届出書に対応する指定権者へ提出

例 2) 政令市指定事業所及び中核市指定事業所を運営している場合

- ・ 処遇改善加算を法人内で一括して処理する場合

⇒取りまとめた届出書を各指定権者へ提出

- ・ 処遇改善加算を指定権者ごとに処理する場合

⇒指定権者ごとに取りまとめた届出書に対応する指定権者へ提出

2. 年度途中で事業所数が増加する場合

例 1) 愛知県指定事業所及び政令・中核市指定事業所を運営しており、加えて愛知県指定事業所を開設する場合

- ・ 処遇改善加算を法人内一括して処理している場合

⇒愛知県及び政令・中核市へ変更届（処遇改善加算計画書・事業所一覧表、市町村一覧表添付）を提出

以後、届出書・実績報告書については一括して作成し愛知県及び政令・中核市へ提出

- ・ 処遇改善加算を指定権者ごとに処理している場合

⇒愛知県へ変更届（処遇改善加算計画書・事業所一覧表、市町村一覧表添付）を提出（愛知県内の他の指定権者への提出は不要）

以後、届出書・実績報告書については指定権者ごとに取りまとめた書類に対応す

る指定権者へ提出

例2) 政令市指定事業所を運営しており、加えて中核市指定事業所を開設する場合

- ・ 処遇改善加算を法人内で一括して処理している場合

⇒各市へ変更届（計画書・事業所一覧表・市町村一覧表添付）を提出

以後、届出書・実績報告書については一括して作成し各市へ提出

- ・ 処遇改善加算を指定権者ごとに処理している場合

⇒中核市へ処遇改善加算の届出を提出（愛知県内の他の指定権者への提出は不要）

以後、届出書・実績報告書については指定権者ごとに取りまとめた書類を対応する指定権者へ提出

※中核市同士の場合も同様の取扱いとする。

例3) 政令・中核市指定事業所を運営しており、加えて愛知県指定事業所を開設する場合

- ・ 処遇改善加算を法人内で一括して処理している場合

⇒愛知県へ届出書を提出し、政令・中核市へ変更届（計画書・事業所一覧表・市町村一覧表添付）を提出

以後、届出書・実績報告書は愛知県及び政令・中核市へ提出

- ・ 処遇改善加算を指定権者ごとに処理している場合

⇒愛知県へ届出書を提出（政令・中核市への提出は不要）

以後、届出書・実績報告書については指定権者ごとに取りまとめた書類を対応する指定権者へ提出

3. 年度途中で事業所数が減少する場合

例1) 愛知県指定事業所と政令・中核市指定事業所を運営しており、政令・中核市指定事業所を廃止する場合

- ・ 処遇改善加算を法人内で一括して処理している場合

⇒愛知県及び政令・中核市へ変更届（計画書・事業所一覧表、市町村一覧表添付）を提出

運営する事業所が愛知県指定事業所のみとなった場合、廃止年度までの実績報告書は愛知県及び政令・中核市へ提出し、翌年度以降の届出書・実績報告書は愛知県のみ提出

- ・ 処遇改善加算を指定権者ごとに処理している場合
⇒政令・中核市へ変更届（計画書・事業所一覧表、市町村一覧表添付）を提出（愛知県への提出は不要）

例2）政令市指定事業所及び中核市指定事業所を運営しており、中核市指定事業所を廃止する場合

- ・ 処遇改善加算を法人内で一括して処理している場合
⇒各市へ変更届（計画書・事業所一覧表・市町村一覧表添付）を提出
運営する事業所が政令市指定事業所のみとなった場合、廃止年度分までの実績報告書は各市へ提出し、翌年度以降の届出書・実績報告書は中核市のみ提出

- ・ 処遇改善加算を指定権者ごとに処理している場合
⇒中核市へ変更届（計画書・事業所一覧表・市町村一覧表添付）を提出（政令市への提出は不要）
※中核市同士の場合も同様の取扱いとする。

4. 法人内で一括して処理していた処遇改善加算を、指定権者ごとに処理するよう変更する場合

- ・ 年度当初に変更する場合
⇒年度当初の手続きに合わせ届出書を指定権者ごとに作成し、対応する指定権者へ提出

- ・ 年度途中に変更する場合
⇒各指定権者に変更届（計画書・事業所一覧表・市町村一覧表添付）を提出

※法人内で一括して処理していた期間の処遇改善加算について、届出書を提出した指定権者へ実績報告書を提出しなければならない（年度途中に変更する場合、変更前及び変更後の実績を通算して翌年度に提出する）

5. 指定権者ごとに処理していた処遇改善加算を、法人内で一括して処理するよう変更する場合

- ・ 年度当初に変更する場合
⇒年度当初の手続きに合わせ届出書を法人内で一括して作成し、各指定権者へ提出
- ・ 年度途中に変更する場合
⇒各指定権者に変更届（計画書・事業所一覧表・市町村一覧表添付）を提出